

計画策定年度	平成 21 年度 (2009 年度)
計画改定年度	平成 23 年度 (2011 年度)
	平成 25 年度 (2013 年度)
	平成 26 年度 (2014 年度)
	令和 2 年度 (2020 年度)
	令和 5 年度 (2023 年度)
	令和 8 年度 (2026 年度)
計画変更年度	平成 30 年度 (2018 年度)
	令和元年度 (2019 年度)
	令和 3 年度 (2021 年度)
	令和 4 年度 (2022 年度)
計画主体	柏崎市

柏崎市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 柏崎市市民生活部環境課
 所 在 地 新潟県柏崎市日石町 2 番 1 号
 電 話 番 号 0257-21-2279
 F A X 番 号 0257-23-5116
 メ ー ル ア ド レ ス kankyo@city.kashiwazaki.lg.jp

目次

対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

1. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
 - (1) 被害の現状（令和6（2024）年度）
 - (2) 被害の傾向
 - (3) 被害の軽減目標
 - (4) 従来講じてきた被害防止対策と課題
 - (5) 今後の取組方針
2. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項
 - (1) 対象鳥獣の捕獲体制
 - (2) その他捕獲に関する取組
 - (3) 対象鳥獣の捕獲計画
 - (4) 許可権限委譲事項
3. 防護柵の設置等に関する事項
 - (1) 侵入防止柵の整備計画
 - (2) 整備計画量（目標）
 - (3) 侵入防止柵の管理等に関する取組
4. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項
 - (1) 関係機関等の役割
 - (2) 緊急時の連絡体制
6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項
7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
 - (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法
 - (2) 処理加工施設の取組
8. 被害防止施策の実施体制に関する事項
 - (1) 協議会に関する事項
 - (2) 関係機関に関する事項
 - (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項
 - (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項
9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、アライグマ、カラス
計画期間	令和 8(2026) 年度～令和 10(2028) 年度
対象地域	新潟県柏崎市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和 6 (2024) 年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲	7.78 ha (被害面積) 39.4 t (被害量) 1,181 万円 (被害金額)
	枝豆	0.30 ha (被害面積) 0.5 t (被害量) 4 万円 (被害金額)
ニホンジカ (以下「シカ」という。)	—	被害なし
ツキノワグマ (以下「クマ」という。)	—	被害なし
アライグマ	—	被害なし
カラス	水稲	2.44 ha (被害面積) 12.7 t (被害量) 381 万円 (被害金額)
合 計	被 害 面 積	10.52 ha
	被 害 量	52.6 t
	被 害 金 額	1,566 万円

※被害面積及び被害金額算出方法

新潟県農業共済組合及び農業者から聞き取りした集計値

(2) 被害の傾向

【イノシシ】

年間を通じて被害が発生しており、春季の畦畔掘り返し、夏季から秋季にかけての水稻踏み倒しに加え、収穫後の農地全体の掘り返しも散見される。発生エリアは米山地区周辺から、現在は市内全域へと拡大している。

【シカ】

令和2（2020）年に高柳町地区で和紙原料（楮）の食害が発生して以降、顕著な被害報告はないが、本種の高い繁殖力から分布域は拡大しており、市内全域で被害リスクが高まっている。

【クマ】

現時点での農業被害はないが、生活圏への出没頻度が高まっており、農作業の安全に対する大きな脅威となっている。

【アライグマ】

現時点での農業被害はないが、市内での生息が確認されており将来的な被害拡大のリスクが高い。

【カラス】

春季の水稻苗の踏み倒し、夏季から秋季にかけての野菜・果樹への食害が常態化している。

(3) 被害の軽減目標

○農作物被害及び人身被害

鳥獣の種類	現状値 (令和6(2024)年度)		目標値 (令和10(2028)年度)	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	8.08ha	1,185万円	7.27ha	1,066万円
シカ	0ha	0万円	0ha	0万円
クマ	0ha	0万円	0ha	0万円
アライグマ	0ha	0万円	0ha	0万円
カラス	2.44ha	381万円	2.20ha	343万円
合計	10.52ha	1,566万円	9.47ha	1,409万円

※目標値の算出根拠：これまで実施してきた対策に加え、本計画期間内における新規侵入防止柵の設置、ICT捕獲端末の導入、および担い手育成による捕獲頭数の増加を見込む。これらの対策を総合的に推進することによる相乗効果として、目標年度までに10%の削減を目指す。

(4) 従来講じてきた被害防止対策と課題

全体に関する取組	従来講じてきた被害防止対策	課題
	<p>【組織体制の段階的強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成 21 (2009) 年度：関係機関が連携し「柏崎市有害鳥獣被害対策協議会（以下「協議会」という。）」を設立。 ●令和 3 (2021) 年度：専門的な対応を強化するため、市役所内に「有害鳥獣対策係」を新設。 ●令和 4 (2022) 年度：実施隊を設立し、現場での機動力ある捕獲体制を整備。 ●令和 5 (2023) 年度：農地被害だけでなく、生活圏への出没や生物多様性の観点も含めた総合的な対策を行うため、所管課を農政課から環境課へ変更。 	<ul style="list-style-type: none"> ●持続可能な推進体制を維持するため、担い手の確保が喫緊の課題である。
捕獲等に関する取組	従来講じてきた被害防止対策	課題
	○イノシシ	
	<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊を中心とした捕獲・追い払いを実施。事案に応じ、猟友会への有害捕獲委託や被害地域での追い払いの協力を展開した。 ・効果的な罠などの捕獲資機材を計画的に導入した。 ・新規の狩猟免許等の資格取得費用を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・極めて高い繁殖力に対し、現在の捕獲能力が追いつかず、生息数（捕獲頭数）が減少しない傾向にある。 ・人員が限られているため、見回り労力の削減と捕獲率向上を図る必要がある。 ・従事者が高齢化しており、新たな担い手の確保と技術の継承が必要である。
	○シカ	
	<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊及び猟友会による有害捕獲、ならびに被害発生地域における追い払い活動を実施した。 ・効果的な罠などの捕獲資機材を計画的に導入した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害額はないものの農業者から目撃情報が寄せられており、潜在的な生息域の拡大が懸念される。
	○クマ	
	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者へ注意喚起をするとともに実施隊による捕獲罠（箱罠）の設置及びパトロールを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲者の安全を最優先とするため、実施隊・猟友会・警察等の連携した捕獲体制を構築する必要がある。

	・目撃・出没情報を速やかに収集し、関係機関と連携して被害の未然防止に努めた。	・罾の見回り等における危険を最小限に抑えるため、非対面型の監視体制を構築する必要がある。
	○アライグマ	
	・令和7(2025)年度の生息通報を受け、専門家による生息調査および研修を実施 ・アライグマを含め、中小型有害獣の被害に対し助言を実施した。	・被害額はないものの農業者から目撃情報が寄せられており、被害の発生を未然に防ぐため、早期の防除体制の構築が必要である。
	○カラス	
	・水稻被害防止に最も効果が高い5月の田植え時期を中心に、捕獲及び銃器による追い払いを実施した。	・カラスは非常に知能が高く、銃器の射程外へ即座に逃避し、従来の捕獲手法だけでは十分な効果が得られにくい。 より効果的な捕獲・追い払い手法を検討する必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	従来講じてきた被害防止対策	課題
	○イノシシ	
	・農地への侵入防止柵(電気柵)の整備を継続 ・電気柵の適正な維持管理および運営を推進し、防除効果の維持を図った。	・周辺の未設置農地へ被害が移動する傾向がある。 ・農業者の高齢化等に伴い、維持管理の労力確保が困難となっている。
	○シカ	
	・電気柵を整備した。	・被害防止機能を維持するための、継続的な点検・管理が必要である。
	○クマ	
	・電気柵の設置実績はない。	・被害発生時において、本種の特性に応じた侵入防止策を整備する必要がある。
	○アライグマ	
	・電気柵の設置実績はない。	・被害発生時において、本種の特性に応じた侵入防止策を整備する必要がある。
	○カラス	
・防鳥網の設置実績はない。	・網の設置・撤去に伴う労力負担が大きく、広域的な導入が困難である。	
生息環境管理	従来講じてきた被害防止対策	課題
	○イノシシ・シカ・クマ・アライグマ	

その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・全市を対象に、誘引物除去及び草刈り徹底についてチラシ配布や回覧を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放任果樹などの誘引物除去が不十分であり、依然として獣を誘き寄せの要因となっている。 ・人口減少や高齢化に伴い、緩衝帯の維持管理に必要な労力の確保が困難となっている。
--------	---	--

(5) 今後の取組方針

<p>【取組全体】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 実施隊の技術力向上を図るとともに、捕獲資機材やICT機器の導入により、捕獲の効率化および省力化を推進する。 ② 狩猟免許の取得支援や若手従事者の育成により、持続可能な被害防止対策の担い手を確保する。 ③ 地域住民が主体となって対策に取り組む「捕獲サポート隊」の体制づくりを検討する。 ④ 一般社団法人新潟県猟友会が新潟市西蒲区福井で整備した「新潟県猟友会ライフル射撃場」において、大型獣の捕獲に有効な大口径ライフル銃やスラッグ弾の使用者の確保及び捕獲技術の向上を推進する。 <p>【個別鳥獣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ：捕獲体制の維持と未整備地区への電気柵設置を推進する。 ・シカ：生息域の拡大を未然に防止する。 ・カラス：追い払いと捕獲を併用し、被害を抑制する。 ・クマ：人との棲み分け対策を軸とし、農業者の被害防止を最優先に対処する。 ・アライグマ：初期段階での封じ込めを図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

区分	役割及び取組内容
実施隊	<p>【構成・運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市及び猟友会からの選任された者をもって構成する。 ・「柏崎市鳥獣被害対策実施隊設置要綱」に基づき、適正に行う。 <p>【主な役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の捕獲・処理・追い払い：被害発生時及び予察に基づく対象鳥獣の捕獲、適切な個体処理、及び追い払いに関する実務を適正に遂行する。 ・侵入防止対策の技術指導：被害防止柵（電気柵等）の適正管理や、効果的な設置手法について農業者への指導・啓発を行う。 ・環境整備の指導・啓発：捕獲効果の向上を図るため、農地・集落周辺の藪の刈り払い（緩衝帯整備）や、放任果樹・生ゴミ等の誘引物の除去について、農業者に対し指導・啓発を行う。

獵友会	・広域的な個体数調整（通年捕獲の実施）：市全域で広域的な個体数調整を主導する基盤的役割を担う。
捕獲サポート隊 （地域住民・集落等）	【地域主体の捕獲支援体制の構築】 ・補助金活用を見据えた組織化の検討：捕獲従事者の負担軽減を図るため、捕獲サポート隊の組織化を検討する。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	区分	取組内容
計画期間中	継続	期間中、以下の基盤的取組を継続し、被害防止の安定的な運用を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・獵友会との連携によるイノシシ・シカの通年捕獲を行う。 ・実施隊による迅速な現場対応及び緊急捕獲を行う。 ・若手や中堅、新規免許取得者等、中核的隊員との交流・指導の機会を設ける。
令和 8 （2026） 年度	基盤強化	【新規】GIS 活用による施策診断を実施し、現状の具体的な課題を抽出。 【新規】実施隊の報酬額改定 【新規】狩猟免許保有者への経費補助 【拡充】ICT 等を含めた捕獲機材の整備
令和 9 （2027） 年度	新体制運用	【継続】診断結果に基づく効率的な「加害個体予備群」への重点捕獲 【新規】捕獲サポート隊（地域住民）の組織化に向けたモデル地区の検討。
令和 10 （2028）年 度	総括・次期展開	【総括】GIS 活用による施策診断の総括及び、次期本市被害防止計画に向けた取組方針を策定。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
本市における捕獲計画は、近年の捕獲実績、生息状況の変化、及び農林水産業への被害実態を踏まえ、以下の考え方に基づき設定する。 【イノシシ】（指定管理鳥獣） 設定根拠：令和 6（2024）年度実績（325 頭）を基準とする。被害削減目標（年 2.5%減）の達成を確実なものとするため、捕獲体制の更なる強化を図る指標として、同率以上の「年 2.5%（約 8 頭）の捕獲増」を目標値として設定する。ただし、指定管理鳥獣であることを鑑み、目標頭数に固執することなく、被害防止に向けた最大限の捕獲を継続する。 【シカ】（指定管理鳥獣）

設定根拠：令和6（2024）年度実績（16頭）を踏まえ、被害の未然防止（水際対策）の観点から年20頭を目標とする。ただし、イノシシ同様、指定管理鳥獣であることを鑑み、目標頭数に固執することなく、被害防止に向けた最大限の捕獲を継続する。

【クマ】（指定管理鳥獣）
 設定根拠：令和7（2025）年度6頭捕獲した。昨今の県内における目撃・捕獲数の急増を鑑み3年間（令和7（2025）年度～10（2028）年度）の延べ捕獲目標数を24頭（単年度平均8頭）と設定し、個体数調整を推進する。

【アライグマ】
 設定根拠：特定外来生物として徹底した防除を行い定着・拡大を阻止することとし、確認個体の全頭捕獲を目指す。

【カラス】
 設定根拠：捕獲目標数は、過去の実績値（直近5年間の平均捕獲実績（約206羽））に基づき、200羽から300羽の範囲で設定する。

年度別有害捕獲実績（新潟県指定管理鳥獣捕獲を除く）

年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
イノシシ（頭）	293	80	140	205	325
シカ（頭）	3	6	5	15	16
クマ（頭）	2	0	0	0	0
アライグマ（頭）	0	0	0	0	0
カラス（羽）	293	201	198	157	182

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R8（2026）年度	R9（2027）年度	R10（2028）年度
イノシシ（頭）	334頭	342頭（R8+8頭）	350頭（R9+8頭）
シカ（頭）	20頭	20頭	20頭
クマ（頭）	8頭	8頭	8頭
アライグマ（頭）	確認個体の全頭捕獲を目指す		
カラス（羽）	200～300羽	200～300羽	200～300羽

捕獲等の取組内容
<p>① 対象鳥獣における共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家によるGIS活用による施策診断の結果を反映し、被害発生メカニズムに基づいた効率的な捕獲体制を構築する。 ・令和8（2026）年度に創設する補助制度等を活用し、次世代の担い手確保及び実施隊の体制強化を継続的に推進する。 <p>② 対象鳥獣別の取組方針</p> <p>【イノシシ・シカ】</p> <p>被害地域に出没する加害個体の捕獲を最優先する。また、ICT機器等の高度な資機材を戦略的に投入する。</p>

【クマ】

ICT 機器（監視カメラ等）を活用し、生活圏に接近する個体を早期に察知し、人身被害の未然防止に注力する。

【アライグマ】

ペット等の錯誤捕獲を防止するため、アライグマの特性に合わせた専用の捕獲機材を整備し、安全かつ適切な捕獲体制を構築する。

【カラス】

捕獲と追い払い（忌避活動）を併用する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

大型獣（イノシシ、シカ、クマ）の捕獲を安全かつ確実に遂行するため、特に長距離からの射撃や止め刺しにおいて精度と威力を要する場合には、本計画に基づき「ライフル銃（特定ライフル銃を含む）」を使用する。使用者は、実施隊員のうち十分な経験と技能を有し、市長が適当と認めた者に限るものとする

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

- ・ 計画的な整備の推進：各地区の地域計画に基づく集落ぐるみの整備を基本としつつ、未整備箇所や地域の実情に応じ適宜、計画的な施設整備を推進する。
- ・ 既存施設の維持管理・改修：これまでに交付金等で整備した侵入防止柵について、耐用年数や劣化状況に応じた適切な改修・再整備を継続し、防護機能の維持を図る。
- ・ 高齢化に対応した省力化の推進：農業従事者の高齢化を踏まえ、軽量の資材（フェンシングワイヤータイプ等）の導入や、ICT（遠隔監視・電圧検知システム等）を活用した管理の省力化について検討・推進し、持続可能な防護体制を構築する。
- ・ 防護柵と捕獲の連携強化：防護柵による「侵入防止」の効果を高めるため、柵周辺へのわな設置による「柵際捕獲」を推進する。柵への執着が強い個体を集中的に排除することで、柵の破損・突破リスクの低減を図り、防護対策の有効性を高める。

【カラス】

- ・ 導入コストと被害軽減効果のバランス（費用対効果）を精査し、効率的な防除手法の選定を進める。

(2) 整備計画量 (目標)

対象鳥獣	整備内容		
	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
イノシシ (シカを含む)	侵入防止柵整備 約 30 km※	同左	同左
クマ・ アライグマ	被害状況に応じ適宜実施		
カラス	被害状況に応じ適宜実施		

※計画整備量の設定根拠：平成 23 (2011) 年度から令和 7 (2025) 年度までの整備実績の平均値を基本とする。ただし、この計画量に固執せず、農業者の要望や被害の再発状況、さらには新規就農地等の状況を考慮し、必要な整備を迅速に実施できるよう柔軟に対応する。

(3) 侵入防止柵の管理等に関する取組

【基本方針：防護体制の維持】

本市では平成 21 (2009) 年度より侵入防止柵の整備・管理を推進しており、延べ電気柵設置延長は令和 7 (2025) 年度現在、475km に達している。令和元 (2019) 年度からは「電気柵実施状況報告書」の提出を通じた自主的な維持管理体制が確立されている。本計画期間においても、この管理体制を基盤としつつ、農業者の高齢化や最新技術の動向に合わせた「管理の省力化」を重点的に進める。また、国が推奨する「電気柵と罠による複合的対策」を継続・強化し、防除と捕獲の相乗効果による被害抑制を図る。

対象鳥獣	令和 8 (2026) 年度～10 (2028) 年度の展開	取組内容 (役割分担)
イノシシ・シカ	<p>【管理体制の高度化】</p> <p>農業者が実施する実施状況報告書に基づく報告・点検サイクルを維持しつつ、省力化資材や ICT の活用により、防護体制への更新を図る。</p>	<p>【協議会・実施隊】 (支援・啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告書に基づく適正な維持管理の巡回指導・支援。 電気柵周辺への罠設置による加害個体の重点捕獲。 管理の省力化：高齢化に対応した資材(フェンシングワイヤー等)の導入支援の検討。 <p>【地域住民】(維持管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施状況報告書に基づく日常的な保守点検の継続。 集落点検等を通じた破損箇所の早期発見と適正な運用。

クマ・アラ イグマ	クマ対策には、侵入防止柵の 資材貸出を行い被害の未然防 止に向けた有効性を検証す る。	【協議会・農業者】 ・被害状況に応じた機動的な電気柵等 の設置・管理。 ・果樹園等の重要拠点における防除情 報の共有。
カラス	最新の知見を取り入れること で、より効率的で学習されに くい（慣れさせない）防除体 制の構築を目指す。	【協議会・農業者】 ・防除技術の調査・研究：関係機関や 専門家と連携し、鳥類の学習能力や 行動特性を踏まえた最新の防除技術 （新素材の防鳥網、ドローンや音波 等の活用検討）を研究する。 ・地域一体の防除：JA えちご中越等と 連携した、被害多発時期における一 斉追い払いを推進する。 【農業者（実施・報告）】 ・被害状況の迅速な報告と情報の共有。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

【基本方針：適切な管理による「誘引・潜み場」の抑制】

侵入防止柵の機能を最大化する電気柵周辺の除草により漏電を防ぐとともに、獣の隠れ場所をなくす「ゾーニング（境界管理）」を徹底し、心理的な侵入抑制を図るとともに獣を人里へ引き寄せないための「普及啓発」を両輪として生息環境管理を推進する。また、専門家による GIS 活用による施策診断を導入し、対策の実効性を高める。

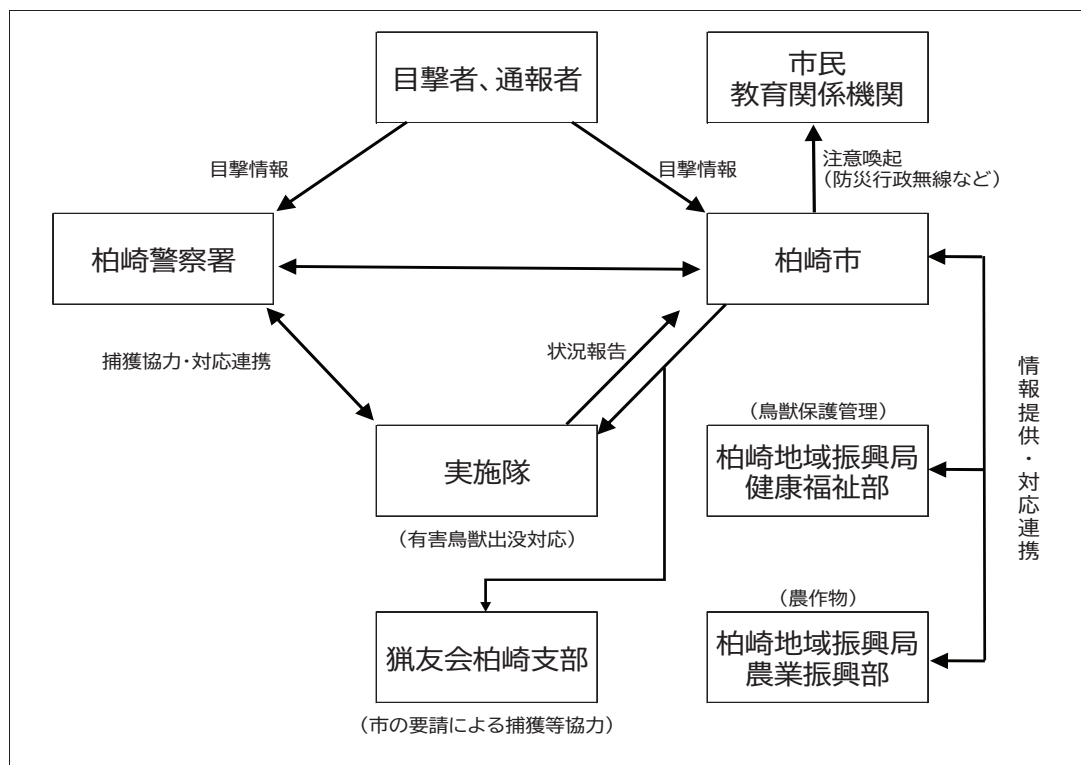
年度	区分	取組内容
令和 8 (2026) 年度	現状診断 と基盤強 化	【新規】専門家による GIS 活用による施策診断の実施
令和 9 (2027) 年度	診断結果 の反映	【継続】GIS 活用による施策診断結果に基づく効果的な生息環境管理の重点実施（効率的な除草方法や誘引物除去のモデル展開）
令和 10 (2028) 年度	総括・次 期展開	【総括】GIS 活用による施策診断の総括及び次期本市被害防止計画に向けた取組展開の策定

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称		役割
柏崎市	環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出没・目撃情報の集約、分析及び関係機関との連絡調整。 ・ 緊急パトロールの実施及び捕獲依頼、捕獲現場の立会い。 ・ 捕獲個体の適切な処分に関する指導・協力。
	農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の地域計画に基づく助言、被害対策に係る関係機関との調整。
	防災・原子力課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線や安心メール等を用いた、住民への迅速な注意喚起及び避難誘導支援。
	実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況に応じた緊急捕獲の実施及び追い払い。 ・ 緊急パトロール、現場での目撃情報の収集・共有。 ・ 住民に対する侵入防止柵の設置及び管理に関する技術指導。
柏崎警察署		<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急パトロール及び広報車等を用いた住民への注意喚起。 ・ 銃器使用時等の現場周辺の安全確保及び交通規制 ・ クマ駆除対応プロジェクトチームによる支援
猟友会		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市からの要請に基づき、緊急銃猟体制（指定管理鳥獣捕獲等事業）への協力。 ・ 有害鳥獣捕獲に従事する者への射撃技術・安全管理の指導。
柏崎地域振興局（農業振興部）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業被害発生時における県の方針に基づく助言、広域的な対策の調整。 ・ 農林関連法規に基づく助言及び指導
柏崎地域振興局（健康福祉部）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 人身被害発生時等の県関係部局との連絡調整及び被害情報の共有。 ・ 新潟県鳥獣保護管理事業計画等の指針に基づく助言、広域的な対策の調整。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- 適切な殺処分の実施： 捕獲した対象鳥獣の殺処分にあたっては、速やかに絶命させる等、対象鳥獣にできる限り苦痛を与えない方法により人道的に実施する。
- 衛生的な処理の実施： 殺処分した個体は、公衆衛生及び家畜伝染病予防の観点から、専門施設での焼却、または関係法令を遵守し適切に処理する。その際、水系や生活環境への影響に配慮し、掘り返し防止等の措置を講じる。
- 豚熱（CSF）等の感染拡大防止対策：
 - ・防疫措置の徹底： 野生イノシシの捕獲・運搬・処理に際しては、新潟県が定める「野生イノシシにおける豚熱検査・防疫マニュアル」を遵守し、手指・靴底・車両・機材の消毒を徹底する。
 - ・検査体制への協力： 県が実施する野生イノシシの豚熱感染状況調査（検体採取）に協力し、感染拡大の早期発見に努める。
- 処理体制及び機材の整備： 捕獲個体の搬送や埋設に必要な資機材に加え、防疫に必要な消毒液や防護具を計画的に整備し、安全かつ円滑な処理体制を維持する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	【イノシシ・シカ】 捕獲個体の利用はしていないが、有効な利用について情報収集し、検討していく。
ペットフード	同上
皮革	同上
その他(油脂、骨製品、角製品、動物園等での給餌、学術研究等)	同上

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

有効利用のための人材育成に向けて、情報収集、イベントの開催を行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称		
構成機関の名称		役割
柏崎市	環境課	<ul style="list-style-type: none"> 協議会事務局運営。 被害・出没・捕獲情報の集約、被害防止施策の企画・立案。 被害防止対策の指導・啓発。
	農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興の観点からの被害防止対策及び事業の検討。
	実施隊	<ul style="list-style-type: none"> 現場実態に即した対策の提案。 被害・出没・捕獲情報の収集、被害防止対策の指導・啓発。
柏崎警察署		<ul style="list-style-type: none"> 捕獲時及び緊急時の安全確保に関する助言・指導。
新潟県猟友会柏崎支部		<ul style="list-style-type: none"> 有害個体捕獲の実施、及び効率的な捕獲手法の検討・提案。
JAえちご中越		<ul style="list-style-type: none"> 農業者への被害防止対策の指導・啓発、営農継続に向けた対策検討。

新潟県農業共済組合	・農作物被害状況調査の実施、被害防止対策の指導・啓発
柏崎地域振興局 農業振興部	・県の農林関連法規及び計画等に基づく専門的助言（オブザーバー）。
柏崎地域振興局 健康福祉部	・県の鳥獣保護管理方針等に基づく専門的助言（オブザーバー）。
鳥獣保護管理員	・生息状況の情報提供、及び保護管理の観点からの助言・指導（オブザーバー）。
被害地域代表	・地域ぐるみの防除活動（電気柵管理等）の牽引及び住民への周知。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長岡地域振興局農林振興部	被害防止計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和4（2022）年4月1日から鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条及び柏崎市鳥獣被害対策実施隊設置要綱に基づき、柏崎市鳥獣被害対策実施隊を設置

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・上位計画との整合：「新潟県鳥獣保護管理事業計画」及び新潟県イノシシ管理計画との密接な連携を図り、県の広域的な管理方針に基づいた効果的な施策を展開する。

・地域主体の防除活動の推進：農家及び地域住民に対し、侵入防止柵の適正な維持管理や、潜み場の解消（ゾーニング）といった「生息環境管理」に主体的に取り組むよう、継続的な啓発と技術支援を行う。

・情報の収集・共有と活用（PDCAの構築）：
 市の役割：農作物の被害状況や鳥獣の出没情報の収集・分析を行い、効果的な被害防止対策を立案するとともに、地域住民への迅速な情報提供に努める。
 農業者の役割：被害の未然防止や対策の効果検証のため、被害発生時や出没時の速やかな情報共有に協力する。
 共有の目的：これらの情報を協議会で共有・分析し、次年度以降の「捕獲・防護・環境整備」の計画に反映させることで、対策の最適化を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

広域連携の推進：イノシシやシカ等の野生鳥獣は広域的な行動域を持ち、行政界を越えて生息域を拡大させている。特に、山頂や河川などの自然地勢に基づいた行政界は、鳥獣の高密度な生息場所（緩衝地帯）となりやすい特性がある。本市は山地に囲まれた地形的特徴を有することから、鳥獣特措法第7条の2第1項の規定に基づく広域的な連携を視野に、新潟県及び近隣市町村との間で被害状況や生息情報の共有を密に行い、効果的な広域防除対策について必要に応じ

検討する。

鉛中毒の防止：捕獲等に従事する者に対し、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域においては、非鉛製弾を使用するよう周知・指導を徹底し、生態系及び環境への負荷低減に努める。